山 鹿 市 議 会 会 議 録

平 成 24年 （ 第 2 回 ） 5 月 臨 時 会

山　鹿　市　議　会

平成24年（第２回）山鹿市議会５月臨時会

目　次

	頁
１．議事日程	3
２．本日の会議に付した事件	3
３．出席議員	3
４．説明のため出席した者	4
５．事務局職員出席者	5
６．日程第１　会議録署名議員の指名	6
７．日程第２　会期の決定	6
８．日程第３　議案第45号～48号	6
９．提案理由の説明	7
（１）議案第45号（本多総務部長）	7
（２）議案第46号（本多総務部長）	8
（３）議案第47号（有働市民福祉部長）	8
（４）議案第48号（寺崎教育部次長）	9
10．質　疑	10
11．討　論	10
12．採　決	10
13．閉　会	11

５月１８日(金曜日)

平成24年（第２回）山鹿市議会５月臨時会会議録

議　事　日　程

平成24年5月18日（金曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第45号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例の一部を改正する条例）

議案第46号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第47号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第48号　工事請負契約の締結について

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

出席議員（30名）

１番	永田　健	君
２番	稲葉　昇	君
３番	藤本芳雄	君
４番	福本義文	君
５番	冨丸洋一郎	君
６番	藤本峰秀	君
７番	北原昭三	君
８番	芹川正美	君
９番	藤原　豊	君
10番	立山秀木	君
11番	立山　隆	君
12番	原　徹	君
13番	平井邦廣	君
14番	吉本政幸	君
15番	池田誠一	君

16番	堀　茂幸君
17番	永田紘二君
18番	森川昭彦君
19番	川野　功君
20番	古荘克郎君
21番	森　芳顕君
22番	家入憲隆君
23番	横手啓介君
24番	高野誠二君
25番	藤原　弘君
26番	森　久雄君
27番	太田黒鐵郎君
28番	丸山寛治君
29番	寺崎勇児君
30番	丸山康昭君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	杉本作徳君
総務部長	本多隆文君
市民福祉部長	有働　博君
農林部長	冨田弘海君
商工観光部長	三森兄臣君
建設部長	緒方淳一君
環境部長	幸村英星君
市民医療センター事務部長	荒木　隆君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正君
総務部次長兼秘書課長	戸次由夫君
市民福祉部次長兼介護保険課長	川崎美明君
農林部次長	池田廣二君
教育部次長	寺崎泰和君
職員課長	阿蘇品貴司君
国保年金課長	飯田啓詩君

農林企画課長	吉里明弘君
商工課長	大森健司君
観光課長	早田順二君
建設課長	宮崎錦也君
下水道課長	有働淳一君
市民医療センター事務部総務課長	野田修誠君
学校規模適正化推進室長	藤本敬輔君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

事務局職員出席者

議会事務局長	奥村正文君
局長補佐兼議会総務係長	渡邊義明君
議事係長	小山　天君
書記	森　英州君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

午前10時00分　開会

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

○議長（横手啓介君）

ただいまから平成24年（第２回）山鹿市議会５月臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（横手啓介君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において池田誠一議員、堀茂幸議員を指名いたします。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（横手啓介君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日間と決定いたしました。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

日程第３　議案第45号～議案第48号

○議長（横手啓介君）

日程第３、議案第45号から議案第48号までの４案件を一括議題といたします。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議案第45号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例の一部を改正する条例）
議案第46号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議案第47号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第48号　工事請負契約の締結について

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

○議長（横手啓介君）

提案理由の説明を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

議案第45号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、平成24年３月31日に公付され、一部を除き同年４月１日から施行され、山鹿市税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成24年３月31日に専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

３ページをお願いいたします。改正内容が引用条項の移動に伴う整備及び読みかえ規定、並びに文言の整備を含め改正が多岐に及んでおりますので、その中の主な改正点について、説明をさせていただきます。

まず、市民税の改正内容についてご説明いたします。１点目は、年金所得者の申告手続の簡素化の観点から、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとしたものです。２点目は、居住の用に供していた住居が東日本大震災により、滅失した場合における譲渡所得の課税の特例期間を３年から７年に延長することとしたものです。

次に、固定資産税の改正内容についてご説明いたします。１点目は、地方税の特例措置として、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できる地域決定型地方税制特例措置（通称わがまち特例）を導入するもので、公共下水道を使用する者が条例に基づき設置した、除害施設に係る課税標準の特例措置として軽減率を４分の３としたものです。

２点目は、平成24年度が３年に一度の評価がえの年に当たりますが、当該評価がえに伴う負担調整について、全国的に依然として下落基調が続いている状況にあることから、現行制度の基本的仕組みを継続する措置を講ずることとしたものです。

３点目は、土地、住宅等に係る固定資産税の特例措置は、基本的に現行の制度を３年間継続することとなります。ただし、住宅用地及び市街化区域農地に係る負担調整措置については、平成24年度と平成25年度までは、負担水準90％以上の住宅用地を対象に据え置きの措置を講じた上で、平成26年度に廃止することとしました。

４点目は、公益法人制度改革に伴い設けられた、移行した一定の一般社団法人または一般財団法人が、平成20年12月１日から設置している図書館、博物館、幼稚園に係る固定資産税を非課税としたものです。

附則といたしまして、この条例は一部の規定を除き、平成24年４月１日から施行し、必要な経過措置を定めることとしました。

続きまして、議案第46号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案も議案第45号同様、地方税法等の改正に伴い、山鹿市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定により、平成24年３月31日に専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

３ページをお願いいたします。改正内容は固定資産税同様、土地に係る特例措置については、基本的に現行の制度を３年間継続し、住宅用地及び市街化区域農地に係る負担調整措置については、平成24年度と平成25年度までは、負担水準90%以上の住宅用地を対象に据え置きの措置を講じた上で、平成26年度に廃止することとしました。

また、固定資産税の標準課税の特例措置の一部廃止に伴う、項番号の移動の条文の整備を行ったものであります。

附則としまして、この条例は平成24年４月１日から施行することといたしました。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げまして説明を終ります。

○議長（横手啓介君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

議案第 47 号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案も議案第 45 号同様、地方税法等の改正に伴い、山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第 179 条第１項の規定により、平成 24 年３月３１日に専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

３ページをお願いいたします。改正内容は、国民健康保険税の課税の特例について、市民税同様、居住の用に供していた住居が東日本大震災により、滅失した場合における譲渡所得の課税の特例期間を３年から７年に延長することとしたものでございます。

附則としまして、この条例は平成 24 年４月１日から施行することといたしました。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げまして説明を終ります。

○議長（横手啓介君）

寺崎教育部次長。

［教育部次長　寺崎泰和君　登壇］

○教育部次長（寺崎泰和君）

議案第 48 号　工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、鹿北小学校建築工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を経る必要があり提案するものでございます。まず、契約の目的は鹿北小学校建築工事です。なお、鹿北小学校建築工事では、当該建築工事に附帯する電気設備工事及び機械設備工事もあわせて施工いたします。

次に、契約の方法は一般競争入札です。なお、今回の一般競争入札については、２社が共同連携して工事を請け負う、建設工事共同企業体方式を条件としております。

また、入札参加資格につきましては、鹿北中学校の隣接地での施工であるため、特に安全管理に万全を期すこと、また、大規模工事であるため、高い施工能力が求められることから、代表構成員につきましては、熊本県内の建築工事業者のうち、経営事項審査の総合評定が上位で、同種工事の施工実績を持つ者であることとしております。

また、構成員につきましては、市内建築工事業者Ａランクのうち、技術者を専任で現場に配置できることを条件としております。このような参加資格を有する業者が、代表構成員１社と市内の構成員１社との任意の２社による企業体を結成しまして、山鹿市条件付一般競争入札資格審査委員会での資格審査を経まして、去る５月７日に入札を行い、５月 15 日に落札者と仮契約を締結しております。

契約の金額は、９億 2190 万円です。契約の相手方は、吉永・稲葉建設工事共同企業体、代表者、熊本市南区御幸笛田二丁目 15 番１号、株式会社吉永産業　代表取締役　吉永隆夫です。

次の２ページをごらんください。工事場所につきましては、山鹿市鹿北町四丁地内です。工事概要ですが、構造につきましては、木造及び鉄筋コンクリート造２階建ガルバリウム鋼板一文字ぶきとなります。建築面積は 2701.20 平米です。床面積は 3939.63 平米です。用途は、普通教室、特別支援教室、音楽室、理科室、家庭科室、図書室、給食室、職員室、水泳プールなどです。工期は、本契約成立日の翌日から平成 25 年３月 29 日までとなります。

次に補足説明といたしまして、ただいまご説明申し上げました議案第 48 号の関連工事であります、鹿北小学校電気設備工事及び鹿北小学校機械設備工事につきまして、概要をご報告申し上げます。この電気設備及び機械設備の工事につきましても、建築工事と同様の入札参加資格要件をつけた共同企業体方式により、５月７日に一般競争入札を行いました。

その結果、電気設備工事は熊本市の新星西部電設建設工事共同企業体が１億1875 万 5000 円で、また、機械設備工事は荒尾市の中央設備。岩野石油建設工事共同企業体が１億 1214 万円で、それぞれ落札いたしました。なお、電気設備工事と機械設備工事の契約の締結につきましては、今回提案の建築工事とあわせて行うものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横手啓介君）

この際、議案審査のため、しばらく休憩いたします。

午前 10 時 14 分　休憩

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

午前 10 時 47 分　開議

○議長（横手啓介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横手啓介君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております４案件につきましては、会議規則第 37 条第３項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横手啓介君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 45 号から議案第 47 号までの３案件を一括採決いたします。

議案第 45 号から議案第 47 号までの３案件について、原案のとおり承認すること

にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。

よって、３案件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第 48 号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

閉会

○議長（横手啓介君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成 24 年（第２回）山鹿市議会５月臨時会を閉会いたします。

午前 10 時 49 分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　横　手　啓　介

山鹿市議会議員　堀　　茂　幸

山鹿市議会議員　池　田　誠　一